

議案第 26 号

青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議について

青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部を別紙のとおり変更することについて協議する。

平成 30 年 3 月 7 日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

提案理由

青森県新産業都市建設事業団の事業に係る一般管理費のうち、平成 29 年度において負担する額の次に平成 30 年度において負担する額を加えるため、地方自治法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 35 号）附則第 3 条による改正前の地方自治法第 300 条第 1 項の規定により提案するものである。

青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の
一部変更に係る協議

平成２９年第１回おいらせ町議会定例会議案第１８号をもって、平成２９年３月７日議決を経た事業計画の一部を次のとおり変更する。

第一の４の（５５）の次に次のように加える。

（５６）平成３０年度において負担する額

青 森 県	3, 2 8 8, 0 0 0 円
八 戸 市	1, 8 9 1, 0 0 0 円
十 和 田 市	3 7 5, 0 0 0 円
三 沢 市	2 2 7, 0 0 0 円
六 戸 町	1 0 8, 0 0 0 円
東 北 町	1 7 3, 0 0 0 円
おいらせ町	1 7 7, 0 0 0 円
五 戸 町	1 6 0, 0 0 0 円
南 部 町	1 7 7, 0 0 0 円
計	6, 5 7 6, 0 0 0 円